（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第三

基礎係数	1.0314

	都道府県	病院	機能評価係数Ⅱ	激変緩和係数
（略）				
30678	長野	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター	0.0755	0.0000
30679	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
（略）				
30797	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
30798	（削除）	（削除）	（削除）	（削除）
30799	三重	桑名市総合医療センター	0.0762	0.0000
（略）				

改正前

別表第三

基礎係数	1.0314

	都道府県	病院	機能評価係数Ⅱ	激変緩和係数
（略）				
30678	長野	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター松本病院	0.0933	0.0000
30679	長野	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター中信松本病院	0.0448	0.0000
（略）				
30797	三重	桑名西医療センター	0.0688	0.0000
30798	三重	桑名南医療センター	0.0648	0.0000
30799	三重	桑名東医療センター	0.0823	0.0000
（略）				

○農林水産省告示第九百六十七号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第六条第一項及び第七条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二十日農林水産省告示第九百四十四号（野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第六条第三項及び第七条第二項において準用する同法第四条第五項の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月二十七日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

一～三　（略）

四　夏秋きゅうり

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）

改正前

一～三　（略）

四　夏秋きゅうり

野菜指定産地名	区域
（略）	（略）
耶馬溪	大分県中津市（旧中津市の区域を除く。）
（略）	（略）